

大阪市告示第1019号

大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）

第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月24日

大阪市長 横山英幸

1 担当

大阪市鶴見区役所市民協働課

〒538 - 8510

大阪市鶴見区横堤 5 - 4 - 19 1階8番窓口

電話 06 - 6915 - 9166

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

大阪市立鶴見区民センター

大阪市鶴見区横堤 5 - 3 - 15

(2) 募集施設

上記(1)について指定管理者を募集する。

(3) 業務の範囲

ア 施設運営業務

イ 施設管理業務

(4) 管理の基準

ア 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間 午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検もしくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は区役所附設会館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の

承認を得て、臨時の休館日を定め若しくは供用時間を変更することができる

エ 個人情報の保護

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に定めるところにより、適正に取扱うこと。

なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守すること。

業務の履行に際して必要となる情報資産に関する情報セキュリティについては、大阪市情報セキュリティ管理規程第11条の規定に基づき、適切な管理を行うこと。

(5) 指定を行おうとする期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

(1) 申請法人等に関する条件

ア 条例第18条の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係

者に該当していないこと。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）

キ 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し滞納していないこと。

(2) 連合体に関する要件

ア 上記(1)の要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続等

指定管理者申請書を提出したものの中から、条例第19条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の交付期間及び方法

令和7年7月25日（金）から令和7年9月4日（木）までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時30分まで（ただし午後0時15分から午後1時00分までを除く。）、また、大阪市鶴見区ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 説明会及び現地見学会

日程 令和7年8月5日（火）から令和7年8月12日（火）の間で開催

場所 大阪市立鶴見区民センター

(4) 質問にかかる受付期間

令和7年8月4日（月）から8月13日（水）午後5時30分まで

質問に対する回答は令和7年8月20日（水）（予定）から鶴見区ホームページに掲載します。

(5) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書を必ず持参すること。送付、FAX、E-mailによる提出は受け付けない。

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

（ア）指定管理者指定申請書

（イ）連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類

（ウ）指定申請にかかる誓約書

（エ）法人等の概要

（オ）役員名簿

（カ）役員名簿

（キ）類似する施設等の運営実績

（ク）定款・寄付行為

（ケ）法人の登記事項証明書

（コ）貸借対照表及び損益計算書等財務諸表

（サ）事業報告書

（シ）法人等の事業計画書

（ス）法人等の収支計画書

（セ）納税証明書

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 直近３年度分

本市の法人市民税の納税証明書 直近３年度分

- (ソ) 会館の管理に関する事業計画書、自主事業に関する事業計画書
- (タ) 会館の管理に関する収支計画書、収支計画積算明細、経費縮減策
- (チ) 応募団体の取組について
- (ツ) 障がい者雇用状況報告書の写し
- (テ) 障がい者雇入れ計画書
- (ト) 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

令和７年８月２９日（金）から令和７年９月４日（木）までの土曜日及び日曜日を除き午前９時から午後５時３０分まで

５ 申請するものに要求される事項

- (1) 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 申請書類の提出は、１法人等又は１連合体につき１案限りとする。
- (3) 原則として、提出した資料の修正は認めません。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではない。
- (4) 申請に要する経費については、申請者の負担とする。
- (5) 申請書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、大阪市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (6) 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を添付のうえ、締結する。
- (7) 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- (8) 指定管理者となった団体の事業計画書については、市民情報プラザに備え付け、一般の閲覧に供します。

- (9) 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しません。

(鶴見区役所市民協働課)